

令和5年度
教育委員会事務の点検及び評価報告書
(令和4年度事務事業分)

山形市教育委員会

山形市議会議長 長谷川 幸 司 様

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和4年度の山形市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行った点検及び評価の結果に関する報告書を提出します。

令和5年11月30日

山形市教育委員会教育長 金 沢 智 也

目 次

1	教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	1
2	令和4年度教育委員会の活動状況	
	(1) 山形市教育委員会	3
	(2) 教育委員会会議の開催	3
	(3) 総合教育会議の開催	6
	(4) 計画訪問及び公開研究会の視察	6
	(5) 教育委員会活動の情報発信	6
3	令和4年度事務事業体系図	7
4	令和4年度事務事業の点検及び評価	
	施策の方向性1 学校教育の充実	
	基本施策1 魅力ある学校づくり	
	施策1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	
	確かな学力の育成	9
	施策4 教育の情報化の推進	
	I C T教育の推進	14
	施策5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実	
	特別支援教育の推進	20
	基本施策2 安全・安心の学校づくり	
	施策4 生徒指導・教育相談体制の充実	
	いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応	24
	基本施策3 連携による教育の充実	
	施策3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	
	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進	29
	施策の方向性2 生涯学習の推進	
	基本施策5 生涯学び、人と地域のつながり、よりよい社会を築く人づくり	
	施策3 社会教育事業の推進	
	社会的要請学習と地域づくり学習の推進	33
5	外部評価者の総評	39
	【参考資料1】	
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》	41
	【参考資料2】	
	山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱	43

1 教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

これに基づき、令和4年度に行った教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、併せて、教育委員会会議の開催状況、審査議案、活動状況等を記載し、報告書として作成し公表するものです。

(1) 点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は、前年度に実施された教育委員会の権限に属する事務及びその他山形市教育委員会が所管する事務事業とします。

令和2年度から4年度は「山形市教育振興基本計画（平成30年2月策定）」に位置付けられている施策を3グループに分け、各年1グループの点検及び評価を行ってきましたが、令和5年度は令和4年4月に一部改訂を行った基本計画から、特に重点的に検証する6取組を抽出して実施しました。

なお、抽出した取組は、一定期間継続して検証・改善に取り組むこととし、状況に応じて加除を行うこととします。

(2) 点検及び評価の実施方法

点検及び評価は、教育委員会の各所属による対象事務事業の自己点検及び評価と、学識経験者による評価（以下「外部評価」という。）により行いました。

① 自己点検及び評価

対象となる事務事業（「取組」）について、山形市教育振興基本計画から抽出した取組ごとに、取組の実施状況、取組の成果及び成果指標、課題・改善案について、自己評価を行いました。

なお、成果指標については、目的や実績を表す際の参考数値であり、この数値のみをもって事務事業の全ての成果を表すものではありません。

② 学識経験者の知見の活用

点検及び評価の客観性を確保するため、法第26条第2項並びに山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱第5条の規定により、次の2名の学識経験者（以下、外部評価者）の知見をいただきながら、外部評価を行いました。

外部評価者からは、取り組んだ施策に関する自己評価について個別に評価していただき、さらに、全体についての総評をいただきました。

<外部評価者>

・山形大学 名誉教授 中井 義時 氏

平成27年度まで山形県教育次長を務め、山形県の教育行政に深く携わる。

平成28年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

・山形大学 理事・副学長 出口 毅 氏

第6次山形県教育振興計画検討委員長を務めるなど、山形県の教育行政に深く携わる。

令和5年度から「教育委員会事務の点検及び評価」外部評価者を務める。

2 令和4年度教育委員会の活動状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(1) 山形市教育委員会

職	氏名	任期
教育長	金 沢 智 也	令和4年4月1日～令和7年3月31日
委員 (第一教育長職務代理者)	白 鳥 樹一郎	令和2年4月1日～令和6年3月31日
委員 (第二教育長職務代理者)	中 村 篤	令和2年11月12日～令和6年11月11日
委員	熊 坂 香 織	平成31年4月1日～令和5年3月31日
委員	細 谷 真紀子	令和4年4月1日～令和8年3月31日

(2) 教育委員会会議の開催

毎月1回(原則)の定例会、必要に応じ開催される臨時会を開催し、次のとおり審議等を行いました。

定例会

開催回数		議案 件数	専決 件数	協議・報告 事項件数
R4	13回	39件	0件	12件
R3	13回	28件	0件	18件
R2	12回	34件	2件	14件

臨時会

開催回数		議案 件数	専決 件数	協議・報告 事項件数
R4	5回	6件	0件	0件
R3	3回	6件	0件	1件
R2	10回	12件	0件	1件

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和4年 4月20日	定例会	議案第15号 山形市教育振興基本計画の見直しについて
		議案第16号 令和4年度教育委員会各所属の運営方針について
令和4年 5月27日	定例会	議案第17号 山形市総合学習センター運営協議会委員の委嘱について
		議案第18号 山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について
		協議事項(1) 山形市スポーツ推進審議会委員委嘱にかかる意見の聴取について
		議案第19号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (令和4年度教育費6月補正予算)
		議案第20号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (工事請負契約の締結)
		議案第21号 教育財産(建物)の取得申出について
	議案第22号 山形市教育の情報化推進計画の策定について	
報告事項(1) 山形市教育振興基本計画について	報告事項(2) 株式会社七日町再開発ビルの令和3年度決算及び令和4年度事業計画等について	

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和4年 6月10日	臨時会	議案第24号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (令和4年度教育費6月追加補正予算について)
令和4年 6月29日	定例会	議案第25号 山形市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について 議案第26号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について)
		報告事項(1) 山形市立図書館本館の休館について
令和4年 7月26日	定例会	議案第27号 令和5年度使用教科用図書の新採択について
		報告事項(1) 令和3年度山形市学校給食センター整備運営事業のモニタリング結果について
令和4年 8月23日	定例会	議案第28号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (令和4年度教育費9月補正予算について)
		報告事項(1) 不登校児童生徒の「指導要録上の出席取扱い」に係るガイドラインの策定について
令和4年 9月21日	定例会	報告事項(1) 令和4年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
令和4年10月18日	定例会	議案第29号 令和4年度教育委員会事務の点検及び評価について
		議案第30号 山形市就学予定者等の就学すべき小学校及び中学校の指定に関する規則の一部改正について
令和4年10月28日	臨時会	議案第31号 職員の懲戒処分について
令和4年11月21日	定例会	議案第32号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (令和4年度教育費12月補正予算について)
		議案第33号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (山形市立学校設置条例の一部改正について)
		議案第34号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について (「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業に係る契約の締結について」の一部変更について)
		議案第35号 令和5年度震災による福島県等からの山形市立商業高等学校への受検に係る実施要項について
		議案第36号 令和6年度山形市立商業高等学校入学者選抜基本方針について
		報告事項(1) 来街者の増に向けた中央公民館及び図書館中央分館の魅力アップ事業について

開催日	区分	議案、専決処分承認及び協議、報告事項名
令和4年12月14日	臨時会	議案第37号 県費負担教職員の懲戒処分の内申について
令和4年12月22日	定例会	議案第38号 教育財産（建物）の用途廃止について （山形市立南沼原小学校校舎等）
令和5年1月24日	定例会	報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の教育活動について
令和5年2月2日	定例会	議案第1号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和5年度教育費当初予算） 協議事項(1) 「山形市スポーツ推進計画2028（案）」に係る意見の聴取について
令和5年2月15日	定例会	議案第2号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （令和4年度教育費3月補正予算） 議案第3号 市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について （山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部改正について） 議案第4号 山形市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について 議案第5号 令和5年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針について
令和5年3月7日	臨時会	議案第6号 県費負担教職員の人事の内申について 議案第7号 山形市立商業高等学校教職員の人事について
令和5年3月20日	臨時会	議案第8号 山形市教育委員会職員の人事について
令和5年3月23日	定例会	議案第9号 令和5年度教育委員会各所属の運営方針について 議案第10号 山形市教育委員会事務局組織規則の一部改正について 議案第11号 山形市教育委員会会議規則の一部改正について 議案第12号 山形市教育委員会が管理する個人情報保護に関する規則の制定について 議案第13号 山形市教育機関の職員の職に充てる教育委員会事務局等の職員の職の指定に関する規則の一部改正について 議案第14号 山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について 議案第15号 山形市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について 報告事項(1) 令和5年度山形市立商業高等学校運営方針について 報告事項(2) 「議案第5号 令和5年度用「学校教育の重点目標 指導の指針」策定方針について」への質疑に対する検討結果について

※教育委員会会議の議案番号は、暦年で番号を付与しています。

(3) 総合教育会議の開催（市長主催・教育委員会補助執行）

令和4年度は、次の内容について、市長と教育委員会において意見交換が行われました。

開催日	内容	
令和4年 8月 9日	報告	・山形市の児童生徒の現況について
	協議	・小中学校における教育のICT化の推進について
令和5年 2月 3日	協議	・部活動の地域移行について

(4) 計画訪問及び公開研究会の視察

教育委員会が小中学校等を訪問し授業を参観するとともに、学校経営の状況等について学校長と懇談を行いました。感染症対策として、訪問人数を最小限に抑えました。

また、小中学校で開催される研究会を支援し、特色ある教育活動などについての視察を行いました。

①学校計画訪問

年月日	実施校
令和4年 5月26日	村木沢小学校
令和4年 6月10日	明治小学校
令和4年 6月27日	蔵王第三小学校
	蔵王第二中学校
令和4年 7月 8日	第十中学校
令和4年 9月29日	西小学校
令和4年10月17日	みはらしの丘小学校
令和4年11月 7日	第五小学校

②公開研究会

年月日	実施校
令和4年10月 5日	第十小学校
	滝山小学校
	千歳小学校
令和4年10月12日	第八中学校
	高楯中学校

(5) 教育委員会活動の情報発信

ホームページや広報紙などを活用し、教育委員会活動の情報発信に努めました。

具体的には、山形市公式ホームページにおいて、教育委員会のしくみ、会議の周知や会議録の公開、各所属からのお知らせなど、教育委員会活動に係る幅広い情報の発信に努めました。

3 山形市教育振興基本計画 事務・事業体系図（令和4年度事業分）

施策の方向	基本施策	施策	■取組	担当課
1 学校教育の充実	1 魅力ある学校づくり	1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成	1 学校経営の充実	学校教育課
			2 課題解決力を育てる授業の実践	
			3 確かな学力の育成	
		1-2 価値ある豊かな体験活動の充実	1 発達段階に即した体験活動	学校教育課
			2 地域や関係機関と連携した体験活動	少年自然の家
			3 少年自然の家における学校教育への支援	
	1-3 時代の変化に対応した教育の推進	1 国際理解教育と郷土愛を育む教育の推進	学校教育課	
		2 科学・技術教育の推進		
		3 環境・福祉教育の充実		
	1-4 教育の情報化の推進		1 ICT教育の推進	学校教育課
			2 ICT環境整備の推進	
			3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進	
			4 プログラミング教育の充実	
			5 校務の情報化の推進	
	1-5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実		1 特別支援教育の推進	学校教育課
			2 個別支援の充実	
			3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上	
			4 医療的ケア児の受け入れ体制整備	
	1-6 教職員研修の充実と指導力の向上		1 教職員研修の充実	学校教育課
			2 校内研修の充実	
			3 教員の指導力の向上	
	2 安全・安心な学校づくり	2-1 健やかな心身の育成	1 健康に関する教育の推進	学校教育課
			2 食育の推進	
			3 学校体育の充実	
			4 適切な部活動の推進と外部人材の活用	
			5 山形市小学校体育連盟・山形市中学校体育連盟との連携	
			6 健康診断・環境衛生検査等の保健管理の充実	
			7 感染症対策の推進	
		2-2 生命を守る安全教育と防災教育の徹底	1 安全教育の徹底	学校教育課
			2 防災教育の徹底	教育総務課 学校教育課
		2-3 いのちの教育の充実	1 豊かな感性を育む教育の充実	学校教育課
	2 いのちの尊さと人間としての生き方を学ぶ学習の推進			
	2-4 生徒指導・教育相談体制の充実	1 子どもの自立を支える生徒指導の充実	学校教育課	
2 生徒指導・相談体制の強化				
2-5 子どもの人格を大切にする学校づくりの推進	1 児童生徒理解に基づいた指導	学校教育課		
	2 体罰等の不適切な行為の絶無			
2-6 学校給食の充実	1 安全・安心な給食の提供	学校給食センター		
	2 学校給食における食育の推進			
	3 楽しい給食の実施			
2-7 学校施設の整備と充実	1 安全・安心な学校施設の整備と充実	教育企画課		
3 連携による教育の充実	3-1 「チーム学校」による連携の充実	1 教職員の資質の向上	学校教育課	
		2 学校のマネジメント機能の強化		
		3 専門性に基づくチーム体制の構築		
		4 学校と家庭や地域との連携・協働		
		5 教職員の健康保持と働き方改革		
	3-2 学校間・校種間の連携の充実	1 一貫性のある円滑な連携の推進	学校教育課	
		2 放課後児童クラブとの連携	教育総務課 学校教育課	
	3-3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実	1 保護者と共に考える姿勢の重視	学校教育課	
		2 教育実践に関わる情報の積極的な発信		
		3 学校・家庭・地域との連携・協働の推進		
3-4 良好な教育環境と教育の機会均等の推進	1 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動の一体的な推進	学校教育課 社会教育青少年課		
	1 保護者の経済状況や心身の状況に課題を抱えている子どもたちに対する支援	教育総務課		
	2 学校の形態や望ましい学校規模等、よりよい学校の在り方の検討			
	3 学校法人への補助事業の実施			
4 若者の本県回帰・定着促進に向けた奨学金返金支援				
4 将来の山形市を担う人財の育成	4-1 山形市立商業高等学校における教育内容の充実	1 学校教育内容の充実	学校教育課 商業高等学校	
		2 充実した先進的な教育環境の整備		
		3 対策マニュアルに基づいた感染症対策の推進	商業高等学校	

2 生涯学習の推進	5 生涯学び、人と地域とかかわり、よりよい社会を築く人づくり	5-1 生涯学習支援体制の充実	1 生涯学習に関する環境の整備	教育総務課 社会教育青少年課
			2 生涯学習に関する情報の提供	社会教育青少年課
			3 生涯学習活動の機会の提供と充実	
			4 社会教育団体の育成及び支援	
		5-2 市民の主体的学習を支援する図書館運営	1 市民の立場に立った図書館サービスの充実	図書館
			2 ICTを活用した情報提供の推進	
			3 資料の収集・整備・保存とその提供の充実	
			4 多様な学習の機会や活動・発表の場の提供	
			5 学校図書館等との連携と教育活動への支援	
	6 広報・広聴及び情報発信の充実			
	7 市民参加による図書館運営			
	8 質の高いサービスを支える体制の整備			
	5-3 社会教育事業の推進	1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進	社会教育青少年課	
		2 公民館職員研修実施体制の充実		
		3 公民館における「学校との連携協働事業」の実施		
	6 恵まれた自然環境での体験活動を通じた、心身ともに健全で豊かな人づくり	6-1 市内小中学生を対象とした自然体験活動を通して生きる力を育む自主事業の実施	1 子ども自身による体験学習の場の提供	少年自然の家
			2 親子によるふれあいの場の提供の推進	
			3 自然と共生する事業の充実	
		6-2 広く市民が「自然と人間の共生」について学ぶ環境整備の推進	1 各種利用団体への支援	少年自然の家
			2 野外活動センターの事業の充実	
3 社会貢献活動の推進				
	4 施設環境の整備の推進			
	5 職員研修の充実			
	6 課題等の検討			
7 家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり	7-1 青少年の健全育成活動の充実	1 青少年の健全育成体制の充実	社会教育青少年課	
		2 青少年健全育成団体等への支援・協力		
		3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知		
		4 「二十歳の祝賀式」の開催		
	7-2 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	教育企画課 学校教育課 社会教育青少年課	
		2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	社会教育青少年課	
		3 緊急情報の迅速な配信		
		4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実		
	7-3 青少年を取り巻く環境の改善	1 有害図書等の監視・調査	社会教育青少年課	
		2 青少年のインターネット適正使用の啓発		
		3 薬物乱用防止の啓発		
	7-4 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	1 街頭指導の実施	社会教育青少年課	
		2 少年相談の実施		
		3 研修会の実施		
		4 広域連携の推進		

重点的に検証する取組

4 令和4年度事務事業の点検及び評価

《点検及び評価対象取組》

確かな学力の育成

【学校教育課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向1 学校教育の充実

基本施策1 魅力ある学校づくり

施策1-1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成

取組1 学校経営の充実

取組2 課題解決力を育てる授業の実践

取組3 確かな学力の育成

■令和4年度の運営方針

- (1) 単元を通して育成を目指す資質・能力の明確化
学習指導要領の趣旨を十分理解し、各教科、単元を通し育成を目指す資質・能力を明確にし
ながら、教員が教える場面、児童生徒が学び合う場面、自力解決する場面などを、単元計画の
中に適切に位置づけながら教育実践を行う。
- (2) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表
全国学力・学習状況調査と標準学力検査（NRT）の結果を分析し、市や学校の課題と今後
の対応も含め、保護者や地域へ積極的に公表・説明する。
また、市や学校の抱える課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対
策を進める。
- (3) モデル授業の開発・発信
校内研究等で教科の特性を踏まえた単元づくりを行うとともに、研究授業の公開等を通し
て、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進する。
また、小・中学校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらの活用を基礎とし
て、自ら課題を見つけ、自ら考え主体的に解決していく力を育成するため探究的な学習を進め
る。
- (4) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援
退職教員の活用等による個に応じた学習の支援を行うとともに、複式学級や小規模の学校を
含む学校規模や各学校の状況に応じた学習指導の在り方を研修・研究することにより学力向上
を図る。

(5) 少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究

複式学級設置校や各学年単一学級の小規模校における授業の工夫や近隣校との連携・協力の在り方などについて、山寺小・大曾根小・村木沢小・西山形小・蔵王第二小・蔵王第三小の6校をモデル校とし調査・研究を行う。

■令和4年度 取組の実施状況

(1) 単元を通して育成を目指す資質・能力の明確化

市計画訪問や要請訪問、研究主任研修会等において、各学校の児童生徒の実態をもとに研究主題を設定し、児童生徒につけたい資質・能力を明確にするよう指導した。さらに、その資質・能力を育成するため、年間計画をもとに単元計画の中に児童生徒自らの問いとして解決をしていく場面や、児童生徒が必要感のある交流の場面など、様々な学びの場を位置づけて、授業実践を行うよう指導案検討会や要請訪問の中で指導・助言した。

(2) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表

山形市における全国学力学習状況調査の結果を分析し保護者向けのお便りを配付することで、現状と課題の共有化を図った。各学校において、全国学力テスト等をもとに分析し、その解決に向けたアクションプランを作成し、確かな学力の育成に向けた対策を実施するよう指導した。また、市でも成果や課題、今後の取組み等を記載したアクションプランを作成し、「自分の考えをまとめ、記述する、説明する」ことの正答率が低いといった市の課題に迫る授業実践となるよう助言を行った。

(3) モデル授業の開発・発信

感染拡大防止のため、公開研究会は人数制限を設けて開催した。公開する学校においては、授業づくり段階から指導主事がかかわり、探究的な学習を行うことができた。また、要請訪問では、探究的な学習を進めるよう事後研究会で指導・助言した。

(4) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

学習及び生徒指導にあたる担任の補助や、学習指導に必要な教材作成の補助を目的として、複式学級のある小学校4校へ退職教員等をそれぞれ1名配置した。週6時間（2時間×3日または3時間×2日）の勤務ではあるが、各小学校の学習支援となっている。

(5) 少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究

教育研究所の調査・研究事業として、令和2年度、3年度に引き続き山寺小・大曾根小・村木沢小・西山形小・蔵王第二小・蔵王第三小の6校をモデル校とし、直接交流やオンラインでの交流（市内の学校や、県内の機関、県外の学校等）を行った。

■令和4年度 取組の成果

(1) 単元を通して育成を目指す資質・能力の明確化

指導案検討会や要請訪問での指導・助言により、一人一人が学び合う授業やつけたい力を単元計画等に位置づけ、明確にした授業など、工夫した授業実践が多く見られた。

(2) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表

全国学力・学習状況調査において、小学校国語は14問中10問、算数は16問中9問、理科

は17問中10問、中学校国語は14問中10問、数学は14問中13問、理科は21問中15問において、全国を上回っている。市のアクションプランを作成するとともに、市の学習状況における課題を明確にした分析結果を学校や保護者へ配付し、それをもとに学校への指導・助言をすることで、課題解決に取り組むことができた。

(3) モデル授業の開発・発信

公開授業後の分科会では、参加者が課題意識を共有しながら、内容の濃い話し合いの場が生まれ、参加者のその後の授業改善につながった。要請訪問の事後研究会での指導・助言により、探究的な学習の進め方について、授業者だけでなく、参加者全員の共通理解が図られ、学校一体となって授業改善に取り組むことができた。

(4) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

学習指導の補助で手厚い支援を行うことができ、児童の学習意欲の向上につなげることができた。また、教材作成補助や助言等をとおして、担任の指導力向上に大きな役割を果たした。

(5) 少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究

直接交流やオンライン交流を通して、ICT機器の活用の工夫やコミュニケーション力の向上、自分の学校や地域のよさを再認識する機会となり、各モデル校において成果を上げた。

<成果指標>

(単位:回)

指標名	(少子化対応事業) モデル校での検証に係る授業回数				
年度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	—	8	10	令和4年度でモデル校による検証事業終了	
実績値	5	10	13		

■課題・改善案

(1) 単元を通して育成を目指す資質・能力の明確化

教職員の大量退職に伴う若手教員の増加が進んでおり、若手教員の育成が急務である。引き続き、要請訪問等において、育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりについて、指導・助言を行う。また、学校教育課内に教員資質向上プロジェクトチームを立ち上げ、山形市の学校が抱える課題を焦点化しながら今後の方向性を検討していく。研究委嘱の在り方や研修の場などについても再考し、山形市の教職員の学びの質を高める必要がある。

(2) 全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表

結果分析により見えてきた市全体の課題である「自分の考えをまとめ記述する（小学校）、説明する（中学校）」学習の推進について、各学校の実践をもとに、さらに力をつけるために児童生徒が必要感をもって仲間に伝える等の授業づくりについて指導・助言を行う。

(3) モデル授業の開発・発信

探究的な学習の推進とともに教科の特性を踏まえた授業づくりや指導と評価の一体化を図った授業づくりを進める必要がある。授業づくりの視点について、山形市教職員研修や要請訪問の折に授業づくりの視点を指導・助言していく。

(4) 退職教員の活用等による個に応じた学習支援

支援員の確保、勤務日数や勤務時間の短さが課題であるが、更により良い学習支援のあり方について研究していく。

(5) 少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究

モデル校としては一定の成果をあげており、教育研究所の事業としての検証は終了した。ただし、コロナ禍でもあったため、オンラインが主流となった。今後は、成果を生かしこれまで連携した地域との交流を中心に、各校の創意工夫のもと新しい展開に向けて指導・助言していく。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

単元を通して育成を目指す資質・能力の明確化については、教員が教える場面、児童生徒が学び合う場面、自力解決する場面などを単元計画に位置付けることを指導の重点としているので、その取り組みに関する学校の状況を把握し、成果や課題・改善案が具体的に示されることが望ましい。また、単元を通して資質・能力を育成するにあたっては、指導方法だけでなく、資質・能力を育む単元構成等、学習内容面からの取組が各学校で実施されるよう指導していくことも検討してほしい。

全国学力・学習状況調査、標準学力検査（NRT）結果の分析・公表については、小中学校、国語・算数・理科の学力、学習・生活状況が、全国や県平均と比較して好ましい状況にあったことは高く評価できることである。また、山形市及び各学校が、全国や県との比較を数値で示し、且つ、結果の分析・考察をわかりやすく公表しており、公表内容も年々充実していると言える。

このような結果の分析と公表は、山形市や各学校、教職員の学力向上に対する意識を高め、学力向上への具体的なアクションプランの作成や日常的な実践に繋がり、好ましい結果になるという好循環を生み出していると考えられる。全国学力・学習状況調査結果の分析・公表が特別なこととして実施されるのではなく、学校も教員も、教育実践でとても大切な当たり前のこととして定着していくことを期待したい。

結果分析により見えてきた市全体の課題として、「自分の考えをまとめ記述する（小学校）、説明する（中学校）」学習の推進については、現行の学習指導要領においても日本の子どもの課題になったことである。特に各教科等の本質（見方・考え方）に即して、根拠を持って自分の考えをまとめ、まとめたことを相手にわかりやすく（論理的、具体的に）説明する力が求められている。今後、最も重要な学力として、重点的に取り組んでほしい。

モデル授業の開発・発信についてであるが、山形市内の各学校が3年の研究委嘱を受け主体的にモデル授業の開発・発信し、市内の全教員が学び合っている伝統的な取組が、無理なく実施されて効果をあげていることを高く評価したい。毎年、発信される各学校の特色ある授業実践を、山形市がめざす授業像の視点から価値づけ、より一般化していくこと、若手教員にもわかりやすく整理することが大切であり、担当課はこのことに取り組んでほしいと思う。

退職教員の活用等による個に応じた学習支援については、短期間の事業として成果をあげることよりも継続していくことが重要である。授業実践について豊かなキャリアのある退職教員に、本事業の目的をしっかりと理解いただき、学校や教員に寄り添いながら退職教員個々の資質・

能力を発揮してほしいと思う。

少子化に対応した活力ある学校づくり調査・研究については、モデル校になった市内6校の小規模校の特色ある取組とその成果が見える。小規模校を維持・継続していくためには、小規模校の良さである「少人数の利点を活かした教育の実施」「異学年による自然な学び合い、助け合い」「ゆとりある学習環境」等を最大限に生かしていくとともに、課題であると言われている「社会性の涵養、多様な見方・考え方の育成」「切磋琢磨する態度、向上心の育成」「教職員体制の整備」を克服し、魅力ある学校を創造していくことが求められる。モデル校では、ICT機器を活用したオンライン交流やバス移動による直接交流が実施され、課題である「社会性の涵養、多様な見方・考え方の育成」を克服している。また、少ない教職員体制の中で、地域人材の協力を得た開かれた学校も定着している。小規模校の子どもたちは、学校でも地域でも家庭でも温かく見守られており、大きな集団や社会に出た時に個性を発揮できないこともあると言われる。課題の一つ「切磋琢磨する態度、向上心の育成」については、一人一人の子どもの資質、能力を鍛え、個性を伸ばし自信を持たせる教育実践を期待したい。

外部評価者 出口 毅 氏

確かな学力の育成に、「学校づくりの視点」と「授業づくりの視点」から取り組んでいることは理解できる。少子化に対応して、①集団で学び合える環境の保障、②オンライン交流などを取り入れた取組の再構築、③地域のよさを生かした魅力ある学校づくり、といった学校づくりの方向性は、モデル校による検証事業終了後も大切にしていけるべきものである。予想を超えて進む少子・人口減少社会の教育課題を乗り越えて、豊かに学び合える活力ある学校づくりをさらに推進してほしい。学校の活力は、地域に支えられた児童生徒と教職員が生み出しているものである。厳しい状況の中で、児童生徒と教職員が学校において、より一層主体性を発揮できることを優先して、学校づくりを推進できるような施策を期待したい。

授業づくりや授業改善の視点については、引き続き、明確になるよう取り組んでほしい。明確さが求められるのは、指摘のとおり、育成を目指す資質・能力、教科の特性、指導と評価の一体化などである。そこにとどまらず、子どもの実態と育てたい資質・能力との関係、各教科等の有機的な関連、評価による指導の改善などに発展させていってほしい。また、主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりをモデル校から市内の全学校へ、授業者から参加者へ、要請訪問での指導・助言から学校での実践へ、など、一部の取組にならないように工夫する必要がある。課題で述べられた、「山形市の教職員の学びの質を高める」という理想をこれからも追求していってほしい。

その上で、確かな学力の育成の成果をどのように考えたらよいのだろうか。学校づくりや授業づくりの取組による教職員の変化は、児童生徒に起きた変化（たとえば、主体的・協働的・創造的に学ぶ姿）と結びついているのであろうか、確かな学力を育成する目的と今回の取組が直結することを実感できているのであろうか。学力を育成する取組や活動の価値が見えづらくなってはいないであろうか。この点について、私たち自身がしっかりと説明できることが何より重要に思える。

ICT教育の推進

【学校教育課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 1 魅力ある学校づくり

施策 1-4 教育の情報化の推進

取組 1 ICT教育の推進

取組 2 ICT環境整備の推進

取組 3 教育情報ネットワークの運営と情報モラル教育の推進

取組 4 プログラミング教育の充実

取組 5 校務の情報化の推進

■令和4年度の運営方針

次世代の学校教育の実現に向け、機器の活用と既存の教育技術との融合を図ることで、より一層のICT教育の推進を図る。

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

- ① 授業でのタブレット端末の活用を促進することにより、子どもたちが主体的に情報活用能力を身につけ、時代の変化に対応できる資質・能力を育む。
- ② タブレット端末等のICTを積極的に活用した授業を行い、新たな学びの実現を目指す。
- ③ ICTを活用して学習ニーズや一人ひとりの学習スタイルや状況等に応じた個別最適化学習を展開する。
- ④ 子どもたちの学びを保証するため、小中学校51校に対し16名のICT支援員を配置し3校に1人体制の実現により各学校を支援する。

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

- ① 教育情報ネットワーク及び機器を教職員研修に活用し、指導力の向上を図る。
- ② 各校教職員に対するタブレット端末活用促進のための訪問研修を行う。
- ③ プログラミング教育実践や教育研究所における研究を基に、授業での活用事例を示す。
- ④ 導入機器やシステムの有効利用を図るための教員向けの研修会を実施する。
- ⑤ 特別な配慮を要する子どもに対するICTを活用した個別最適化学習を推進する。

■令和4年度 取組の実施状況

G I G Aスクール構想での「1人1台端末」環境下での学びの改革を支援するため、山形市内の小学校2校（みはらしの丘小・東小）と中学校1校（金井中）を情報教育推進校として指定し、電子黒板の先行導入やI C Tを効果的に活用した指導方法の開発に取り組んだ。

また、情報教育推進校を中心にE d T e c h（エドテック）※を試験的に導入し、効果を検証した。

※ 教育（Education）と技術（Technology）を組み合わせた造語で、I C Tを活用した先進的な教育アプリ・サービス・技法の総称のこと。

(1) I C T教育による情報活用能力の育成

i) タブレット端末の活用の促進のため、情報教育推進校を中心にE d T e c hを試験導入した。

・ライフイズテックレッスン（中学校技術科プログラミング教材）

中学校技術科において、「ネットワークを利用した双方向コンテンツの仕組み」を学ぶとともにテキストコーディングにも対応した中学校用の高度なプログラミング教材。パッケージを利用して、高度化した中学プログラミング教育の実施が可能となる。

（導入校：中学校15校全校で実施 期間：令和4年7月～）

・Q u b e n a（キュビナ）（A I型個別最適化学習ドリル）

A Iが児童生徒の得意・不得意を分析し、一人ひとりに合わせた問題を出題する。基礎から応用まで様々なレベルに応じた学習が可能となる。

（導入校：情報教育推進校3校 期間：令和4年12月～）

ii) 令和5年度からの電子黒板の計画的な導入を実施するにあたり、令和4年度に情報教育推進校に導入し、一人一台のタブレット端末と電子黒板を活用した授業及び校内における教員研修を進めるよう働きかけた。

iii) 各学校の授業支援のため、小中学校51校に対し16名のI C T支援員を配置した。

・教育情報ネットワーク運用支援事業

各学校を巡回してタブレット等機器の操作方法の助言や不具合発生時の初動対応を行うI C T支援員を8名配置した。

令和4年度の利用回数 638回（累計時間1806時間）

・市内小中学校教育I C T活用支援（プログラミング教育）事業

プログラミング教育に特化したI C T支援員を8名配置した。

令和4年度の利用回数 94回（累計時間2150時間）※教材開発含む

※コロナの状況により一時、支援員の学校訪問を制限した。

(2) 教職員のI C Tを活用した指導力の向上

i) 令和4年度の研修

・I C Tを活用した授業づくり研修会 4回

・情報モラル・ネットトラブルに関する研修会及び講演会 14回

（保護者向け4回、教職員向け3回、児童生徒向け7回） 約1730名参加

・各校訪問タブレット端末の活用研修会（プログラミング教育、操作研修など）20回

（小学校15校、中学校5校実施） 約500名参加

- ・その他 山形市小学校教頭会「不登校児童生徒に対するICT活用について」
メディア教育部会「ネット社会の現状と情報モラル教育について」

ii) 指導者用端末の導入

授業でのICT機器の活用がより一層進むよう、令和4年7月より、小学校と中学校の授業を担当する教員1人1台分のタブレット端末700台を配置した。

iii) 研究所報を通じて、ICTを活用した授業の優良実践事例・指導方法を共有した。

iv) LITALICO教育ソフトの試験導入

特別支援学級に在籍する児童生徒の特性に合わせて、約7000種類の教材を提示できるソフトウェアを市内の5校に対して試験導入した。

(導入校:小学校4校・中学校1校 期間:令和4年7月～)

■令和4年度 取組の成果

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

i) EdTech (ライフイズテックレッスン、キュービナ) の試験導入により、学習活動に積極的に活用された。導入校からは好意的な意見が多く寄せられている。

- ・中学校技術科におけるプログラミング分野においては、「ネットワークを活用した双方向コンテンツ」の仕組みやプログラミングを体系的に学ぶことができた。
- ・キュービナは、基礎・基本の習得場面において効果を発揮すると見ている。家庭での学習課題としての利用も積極的に行うことで、一人一人の学習のつまずきによりよく対応することができるため、個別最適な学びの効果を期待している。

ii) 電子黒板の試験導入により、導入校からは好意的な意見が寄せられただけでなく、増台の要望も数多くあった。

- ・ほぼ毎時間において電子黒板が使用され、空いている時間を探すのが難しいほどの活用状況である。先生方からの評価も高く、効果が認められた結果と思われる。
- ・電子黒板の導入に伴い全体研修会や教科ごとの研修会を頻繁に行った。それにより使用する頻度が爆発的に増えた。活用場面を先生同士で見合ったり、電子黒板の利点を教員間で共有したりすることで、指導者間での学ぶ姿勢が生まれている。
- ・若手を中心としたICTを活用した新しい授業の創造と、ベテランの持つ経験に裏付けされた教育技術の融合が図られ、これまでにない好循環が、電子黒板の活用を通して生み出されている。
- ・注目すべきポイントを拡大して映し出すこと等により、学習内容が視覚的にわかりやすくなるなど、児童生徒の学習に対する興味・関心が高まった。
- ・児童生徒が調べたり、考えたりした内容の比較や発表がしやすくなることで、自らの気づきが促されるとともに、協働的な学びが深まった。

iii) コロナ禍においても、工夫を重ねてICT支援員による各学校への支援が行われた。

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

i) 令和4年度の研修

- ・研修参加者が増え、教員同士のネットワークが形成されつつある。
- ・実際に現場でICT機器の良さを体験し、授業での活用方法を肌で感じる事ができた。

- ・研修で学んだ内容を、翌日の授業ですぐに実践できることが効果的だった。
 - ii) 指導者用端末の導入により、特に若手教員を中心に授業改善に向かう姿勢が見られた。さらに、ベテラン教員の経験と若手教員の情報活用能力の連携が徐々に進んでいる。
 - iii) 研究所報を通じて、ICTを活用した授業の優良実践事例・指導方法の共有により、新たな学びを創りたいと思う意欲が高まり、学校のICT機器の活用の原動力となっている。
 - iv) LITALICO教育ソフトの試験導入では、個別の教育指導計画及び支援計画の作成を通じて、アセスメント結果などを効果的に反映させることができた。
- また、教育的ニーズの把握による教職員の業務効率の向上につながり、児童生徒と向き合う時間の確保にも寄与した。

<成果指標>

(単位:%)

指標名	授業にICTを活用して指導する能力(「できる」「ややできる」と答えた割合)				
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	—	—	85	90	95
実績値	76	81	85		

■課題・改善案

(1) ICT教育による情報活用能力の育成

EdTech教材については、情報教育推進校を中心に活用を推進し、効果検証を継続して行っていく。また、電子黒板は、令和5年度に全小中学校の普通教室のおよそ1/3(普通教室:65V型254台・特別教室:75V型65台)に導入されることから、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かせるよう、電子黒板の活用研修をはじめとする教員の習熟を更に促す取り組みが必要である。

(2) 教職員のICTを活用した指導力の向上

情報教育調査研究員による山形市小中学生の情報リテラシーおよび情報モラルに関する実態調査・基礎研究を継続的に実施していく。

これまでの研修に加え、電子黒板の操作研修や活用方法等、新たな研修を追加することで、教職員のICTを活用した指導力の向上を図りたい。ただし、単に研修の数を増やすだけでなく、OJT(On-the-job Training)を活用した各学校の授業研究に対する取り組みを促進することで、授業の質を高めていく。

さらに、今後はプログラミング教育の優良実践事例・指導方法についても、研究所報等を活用して学校間での情報共有を行い、横展開を図ることが望まれる。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

GIGAスクール構想については令和元年度より進められてきたが、令和4年度は特に大きく前進したことを評価したい。

ICT教育による情報活用能力の育成については、EdTech（ライフイズテックレッスン、キュービナ）の試験導入、電子黒板の試験導入、小中学校51校に対し16名のICT支援員の配置など、ICTを活用した授業改善に結びつく取組への前進が見られる。特に、情報モラル・ネットトラブルに関する研修会が児童生徒・教職員向けだけでなく、保護者向けに4回開催されたことは高く評価したい。児童生徒一人一人のタブレット端末の活用は学校だけでなく、持ち帰りによる家庭での活用が日常的に実施されてくると思われるので、保護者の理解と協力は大切である。今後も継続してほしい。

教職員のICTを活用した指導力の向上については、ICTを活用した授業づくり、情報モラル・ネットトラブル、各校訪問タブレット端末の活用研修会、不登校児童生徒に対するICT活用等、研修の充実が認められる。また、教員が授業等でも自由に使用できるタブレット端末の配置、特別支援教育活用用のLITALICO教育ソフトの試験導入、ハード、ソフト面の環境整備の充実も認められる。山形市内の学校を訪問する中で、令和4年度から授業においてタブレット端末を持参して授業している教員の姿も目にするようになったように思う。

今後のICT教育の推進として期待したいことをいくつか述べる。

一つ目は、令和4年度の取組の多くは、市内小中学校51校に対して、試験として導入されたのは数校であるが、それぞれの取組において成果を検証していることで、山形市におけるGIGAスクール構想による具体的な総合計画に基づき、全校導入をめざし、順次、進めてほしいということである。特に、電子黒板の導入は最優先的に進めてほしい。児童生徒一人一人のタブレット端末、教職員一人一人のタブレット端末、各教室への電子黒板の配置は、ICT教育を推進する上で各自治体が最優先的に努力すべきことであると思う。このような環境整備による教育効果は検証済みであり、多くの実践事例が紹介されているので参考にしてほしい。

二つ目は、ICT教育の推進にかかわって、研修会の開催や支援員の配置は今後も継続してほしいが、日常的に必要な時に必要な研修、支援がほしいのが教職員の希望であると思う。容易なことではないが、担当課においては、各学校と連携・協力し、ICT環境整備、操作機能、授業改善の指導等ができるICT教育推進コーディネーターを計画的に育成し、OJT（On-the-job Training）を活用した取り組みを促進してほしい。

外部評価者 出口 毅 氏

我が国では、デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想しており、デジタル・グリーン等の成長分野を担う人材育成は教育上の喫緊の課題となっている。一般には、高等教育における理系人材の確保と教育の高度化が求められているが、長期的には小中学校でのICT教育の推進や理系教科への興味関心を高めるなどの取組が重要である。

GIGAスクール構想での「1人1台端末」環境下での学びの改革が、情報教育推進校だけでなく多くの学校で着実に進んでいることは評価できる。また、教育推進を担う教職員の指導力向上に向けた、支援員の配置や研修会の開催などの取組実施状況からもこの分野の進展がよく理解できる。さらに、教育環境整備として電子黒板、指導者端末や教育ソフトの導入などが行われており、児童生徒の学ぶ意欲や教職員の導入意欲などへつながっていると考えられる。

今後、ICT教育の推進はさらに加速されることを期待するが、一方で、導入に伴うトラブルや機器更新などへの対応も視野に入れて取り組んでほしい。85%の教職員が指導する能力を高く自己評価していることは望ましい結果であろう。残りの15%の教職員を含めて、更な

る習熟についてはリスクの側面もあり、学び続けていくことが重要である。そのために、どのレベルまで習熟していく必要があるのか、個々のスキルに応じて明示するなどの工夫も必要ではないだろうか。教育環境整備に関わる機器やソフトなどの導入については、導入時期を定めるなどして計画性をもって取り組んでほしい。

最後にICT教育の推進については教職員の評価と児童生徒や保護者の評価に乖離があるとの指摘がある。後者の声を受け止めながら推進していただくことを期待したい。

特別支援教育の推進

【学校教育課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 1 魅力ある学校づくり

施策 1－5 一人ひとりの教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

取組 1 特別支援教育の推進

取組 2 個別支援の充実

取組 3 学校及び教職員の特別支援教育力の向上

取組 4 医療的ケア児の受け入れ体制整備

■令和4年度の運営方針

(1) 特別支援教育推進計画の策定

特別な支援を必要とする児童生徒への対応を充実させるため、教職員の特別支援教育力の更なる向上と、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を整えることを目指して推進計画を策定する。

(2) 特別支援指導員の配置

① 特別支援指導員40名を市立小・中学校に配置し、特別支援学級における安全確保や通常学級における発達障がいのある児童生徒の支援にあたる。

② 総合学習センター内に特別支援教育相談員を2名配置し、発達や就学に関わる電話相談や来所相談、及び学校・幼稚園等への訪問相談等を行う。

(3) 専門家による巡回相談の推進

大学教授や医師等の専門家による巡回相談を充実させる。

(4) 「幼児ことばの相談室」の運営

総合学習センター内に言語相談員を2名配置し、就学前の幼児のことばに関する相談と指導を行う。

■令和4年度 取組の実施状況

(1) 特別支援教育推進計画の策定

令和4年度内に特別支援教育推進計画の策定までに至らなかったが、計画策定のための学校における特別な支援を必要とする児童生徒の調査や、教育支援相談にあがった園児、児童生徒の件数等、特別支援教育に関わる状況把握やデータの作成を行った。また、計画の柱の

ひとつと想定している教職員の特別支援教育力向上をめざし、市主催の研修会を積極的に行った。

(2) 特別支援指導員の配置

市内小中学校48校より特別支援指導員配置の希望があった。必要状況を精査し、特別支援指導員を小学校へ39名、中学校へ1名配置した。担任と連携しながら特別な配慮を必要とする児童生徒の学習面や生活面での支援を行った。

山形市総合学習センターの特別支援教育相談員2名は、電話相談・来所相談、小中学校・幼稚園等の訪問に加え、個別検査の実施及び分析等を行い、発達や就学に関わる支援を行った。

(3) 専門家による巡回相談の推進

巡回相談については全部で43件の要望があり、その中から小中学校34校において、専門家7名による巡回相談を実施した。授業や学校生活面における助言をもらい、一人ひとりの教育的ニーズについて理解を深め、日々の指導に活かすことができた。

(4) 「幼児ことばの相談室」の運営

年間延べ944人の幼児について、言語面に係る電話相談・来所相談及び指導を行った。

■令和4年度 取組の成果

(1) 特別支援教育推進計画の策定

計画策定に向けて作成したデータより、教育支援相談を行う児童生徒が年々増加し、特に就学時検診前からの相談や在籍異動に伴う相談の保護者への十分な説明と理解が必要となっている現状が明らかになった。

また、教職員の特別支援教育力の更なる育成のため、「特別支援教育リーダー育成研修会」を新設し、市教育支援相談員向けの専門的な研修を行うことができた。また、特別支援教育ソフトの試験導入など、現段階で実施できる取組を進めることができた。

各学校に送付する資料「山形市の特別支援教育」の内容について、子どもの姿や取り組み内容、相談窓口や通級指導教室など、具体的でわかりやすい表現を用いて作成・配布し、保護者の特別支援教育に対する理解の普及と啓発に努めることができた。

(2) 特別支援指導員の配置

特別支援指導員を配置することにより、複数体制で安全確保並びに適切な支援や必要な指導を行うことができた。また、学習センターに配置している特別支援教育相談員が、学校や子どもの実情を踏まえた必要な支援についての具体的な助言を行い、適切な指導及び必要な支援へとつなぐことができた。

(3) 専門家による巡回相談の推進

専門家（臨床発達心理士、大学教授など）が学校を訪問し、授業観察や教職員への助言をする場を設けることにより、子どもの特性の理解や具体的な個別の支援や指導について、教職員が理解を深めることができた。

(4) 「幼児ことばの相談室」の運営

幼稚園や保育園等へ幼児ことばの相談室について紹介したり、ホームページ、チラシ等で広報したり、就学前の子どもをもつ保護者への啓発活動を行うことにより、多くの相談が寄

せられ、適切な指導及び支援を行うことができた。

<成果指標>

(単位：%)

指標名	巡回相談希望校数に対する実施校数の割合				
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	100	100	100	100	100
実績値	57.5	43.6	79.1		

■課題・改善案

(1) 特別支援教育推進計画の策定

特別な配慮を必要とする児童生徒は年々増加しており、特別支援教育推進計画の策定は急務である。進められる取組を実施しながら関係部局とも連携し、引き続き取り組んでいく。策定にあたっては、就学相談の早期開始や適切な情報収集など、保護者の理解を深めるための視点を今後も考慮していく。

(2) 特別支援指導員の配置

特別支援指導員の配置希望が小中学校ともに多数あり、全てには対応できていない。児童生徒のニーズに応じた個別の支援が行えるよう研修を充実させるとともに、特別支援指導員の更なる増員を含め、改善策を検討していく。学習センターに配置する特別支援教育相談員についても、相談件数、内容、ニーズに十分に答えられていないため、増員を視野に入れ、支援体制を整えていく必要がある。

(3) 専門家による巡回相談の推進

巡回相談については、各校の巡回相談の要望に応えられていないため、各校のニーズに沿えるように、体制の整備を進めていく。また、助言の活用が適切に行われるよう、特に保護者への伝達の仕方など、実施校に対する指導を丁寧に行っていく。

(4) 「幼児ことばの相談室」の運営

就学前の指導について、希望数は高止まりとなっている。指導のコマ数に限界があるため、ひとりの園児の指導頻度をあげることができていない現状にあり、対応を検討していく必要がある。また、言語指導事例研修会等の研修を通して、指導員の指導力向上を図っていく必要がある。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

令和4年度内に特別支援教育推進計画策定までに至らなかったということであるが、今後の特別支援教育の推進については、「令和の時代の日本型教育」(令和3年)における「新時代の特別支援教育の在り方」や、令和5年度からスタートした国における「第4期教育振興基本計画」、更には「第4次山形県特別支援教育推進プラン」(令和5年6月)を参考にしながらも、山形市小中学校の実態を踏まえた実効性のある具体的な計画が策定されることを期待する。令和4年度は、学校における特別な支援を必要とする児童生徒の調査や、教育支援相談にあがっ

た園児、児童生徒の件数等、特別支援教育に関わる状況把握やデータの作成を行ったということなので、現状の整理・分析の中から実施すべき課題を明確にしてほしいと思う。

このような推進計画と並行して、常に学校経営体制、教職員の意識向上と実践化に向けての指導もお願いしたい。いつ、どこでも、誰にでもできる特別支援教育の基本的な体制として、「困ったら相談」「3人いればケース会議等の実施」「対応でわからないことは、校内外のわかる人に聞く、調べる。」「担任まかせにしないで、明日から誰が何をするか必ず決める。」の日常実践が、どの学校でも行われることが大切であると考えている。また、気になる子どもがいたら、「担任によるチェック（一次、二次精査等）」「教育相談委員会等での検討」「正式な検査の実施」「今後の教育方針の保護者と相談・共有」「支援計画・指導計画の作成」等のシステムが構築されていることも大切である。このようなことが学校経営・運営の方針、日常的な運営として実施されているか評価しながら指導してほしいと思う。

特別支援教育指導員の配置については、児童生徒の実態や学校等の要望において対応していることは評価したい。また、配置指導員40名の勤務についても、年間通して週30時間であることも、児童生徒への直接的な支援だけでなく学校における特別支援教育の推進に貢献している。学校の要望はすべて達成されていないということであるが、令和4年度に実施した「特別な支援を必要とする児童生徒の調査や、教育支援相談にあがった園児、児童生徒の件数等、特別支援教育に関わる状況把握やデータ」を参考に現状を把握し、特別支援教育指導員配置の目的を再度、確認しながら検討していただきたい。

外部評価者 出口 毅 氏

特別支援教育推進計画の策定については、社会の変化や地域の実情などの状況変化、多様なニーズに適切に対応し、関連部局との調整の上で特別支援教育を推進する必要がある、難しい作業であろう。特別な支援を必要とする児童生徒の調査や、教育支援相談にあがった園児、児童生徒の件数等の状況把握やデータの基づき、何より山形市にふさわしい特別支援教育の充実を目指してほしい。

特別支援指導員の配置や専門家による巡回相談など、学校からのニーズの大きさがあるが、最大限ニーズに応じようとする実態がわかる。すべての要望に応えるということは望ましいことであるが、学校において対応すべきニーズは何か、学校にすべき支援は何か、を明確にした上で要望に応じていくことも必要ではないだろうか。また、取組3（学校及び教職員の特別支援教育力の向上）が中心であるが、教職員の特別支援教育力の更なる向上こそが特別教育推進には欠かせない。他の取組とともに、これからも総合的に推進を図ってほしい。

「幼児ことばの相談室」は、希望の大きさからは、ことばの問題だけでなく発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児を対象とした、地域における早期療育システムの一翼を担っていると考えられる。今後、地域におけるさまざまな社会資源の中での役割分担とその位置づけを明確にすることなどの議論も必要であろう。

いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

【学校教育課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 2 安全・安心の学校づくり

施策 2-4 生徒指導・教育相談体制の充実

取組 1 子どもの自立を支える生徒指導の充実

取組 2 生徒指導・相談体制の強化

取組 3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

■令和 4 年度の運営方針

(1) いじめの防止に向けた対応

「山形市いじめ防止対策の推進に関する条例」及び「山形市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の対策を推進する。

- ① 山形市いじめ問題対策連絡協議会において、いじめ防止等のために有効な対策及び連携の強化、いじめ防止等を目的とした啓発活動の促進等について協議する。
- ② 山形市いじめ問題専門委員会において、いじめ防止等のための必要な対策に関することの審議及び重大事態への対処等を行う。
- ③ 「指導の指針」に基づき、アンケートの実施や当事者への聴き取り、対応会議の開催、市教委への報告など、いじめの防止と適切な対応を行えるように学校を支援する。

(2) 不登校児童生徒への支援・援助

- ① 市教育相談員 14 名を市立小・中学校に配置し、不登校の未然防止や状況改善のため、教育相談や別室登校の児童生徒への支援を行う。
- ② 不登校の予防及び不登校児童生徒への支援の在り方について先進事例を参考に研究する。
- ③ 不登校に係る教員研修の充実を図る。
- ④ 適応教室「風」を運営し、子どもの情緒の安定と自立を図り、保護者や学校との密接な連携を図ることで学校生活への復帰（再登校）を支援・援助する。
- ⑤ フリースクールに通う子どもがいる場合には、学習状況の把握など適切な連携ができるように学校を支援する。
- ⑥ 不登校児童生徒が家庭において ICT 機器を活用し学習できるよう配慮する。

(3) 教育相談員の配置

総合学習センター内に教育相談員を 5 名配置し、不登校、いじめ、問題行動等の諸問題につ

いて、電話やメールによる相談や来所相談を行う。

■令和4年度 取組の実施状況

(1) いじめ防止に向けた対応

6月にいじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止等のための有効な対策や連携の強化に努めるとともに、いじめ相談ダイヤルの周知といじめ防止啓発標語に取り組み、いじめをしない、させないための意識の高揚を図った。

いじめ問題専門委員会を開催し、いじめ防止等のための必要な対策について審議するとともに、令和5年2月に認定したいじめ重大事態について事実の確認と再発防止策に向けて調査・検証を進めている。

毎月、市独自に取り組んでいる月末統計により、いじめの実態や件数を把握するとともに、年に2回の児童生徒及び保護者へのアンケートを行い、いじめの早期発見に努めた。

校長会、教頭会、生徒指導担当者会などにおいて、各学校でのいじめ防止基本方針に則った適切な対応を指導するとともに、学級集団作りやいじめの対応に関する教職員研修会の実施、情報モラルを含むいじめ問題に関する資料の提供等の対策を講じている。

(2) 不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助

市教育相談員14名を市立小・中学校に配置し、不登校の未然防止と状況改善のための教育相談や別室登校の児童生徒への支援を行った。

毎月、市独自に取り組んでいる月末統計により、不登校児童生徒の状況を把握するとともに、個々の状況に合わせて適切な対応が図られるよう指導した。

不登校に係る教職員研修を複数回行い、対応について教職員が学ぶ機会を設けた。特に、校内体制や他機関との連携について理解を深めた。また、9月に、不登校児童生徒の努力を評価するため、『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』を策定し、各学校に周知するとともに、学校に通えないことが当該児童生徒の不利益につながることはないよう、適応教室、フリースクール、ICT等の活用を含め適切に取り扱うように指導した。

適応教室「風」を運営し、不登校児童生徒の情緒の安定と自立を図り、保護者や学校との密接な連携を図ることで、居場所づくりや学校生活への復帰を支援・援助した。

(3) 教育相談員の配置等

総合学習センターに教育相談員を5名配置し、不登校、いじめ、問題行動等の諸問題について、電話やメールによる相談や来所相談を行った。相談件数 198件

児童生徒一人一人の実態把握と学級の状態を分析し有効な支援ができるように、小学3年生から中学3年生を対象にQ-U(※)を実施した。また、Q-Uの結果の分析と対応についての研修会を開催し、適切な対応がなされるよう支援した。

※Q-U 「楽しい学校生活をおくるためのアンケート」

■令和4年度 取組の成果

(1) いじめ防止に向けた対応

いじめアンケートや月末統計により、いじめの実態を早期に発見し、解消に向けた対応ができています。令和4年度はいじめ件数は、653件と過去最多であるが、解消率78.1%は例年並みであり、いじめの早期発見と積極的な認知の表れであると考えられる。

(2) 不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助

令和4年度の不登校児童生徒数は、550人であり、3年連続の増加となっている。各学校では市教育相談員のみならず、別室学習指導員、スクールソーシャルワーカー、担任はもとより担外などによる情報共有と校内体制の充実が図られてきており、一人一人のニーズに対応したきめ細やかな取組が進められている。

また、「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの策定も含め、適応教室「風」での指導の機会が得られない、あるいは困難な児童生徒がいることを踏まえ、民間のフリースクールなどを含む他機関との連携がより一層図られるようになってきた。

(3) 教育相談員の配置等

教育相談員は、不登校児童生徒の個別支援や居場所づくり、校内での情報共有等において、大きな役割を果たしている。また、Q-Uを実施し、分析結果を基に、校内の教職員で不適応傾向にある児童生徒への対応について情報共有し、対応することができた。

<成果指標>

(単位：%)

指標名	不登校児童生徒の増加率（年度末時点における前年比）				
	R2	R3	R4	R5	R6
年度					
目標値	+0.00	+0.00	+0.00	-5.00	-5.00
実績値	+0.85	+34.84	+42.11		

■課題・改善案

(1) いじめ防止に向けた対応

いじめの内容が多様化・複雑化しており、学校現場では対応に苦慮し、長期化するケースが増えている。各学校において「指導の指針」に示した初期対応が適切に行われるよう校長会・教頭会等で指導していく。また、未然防止、早期発見、即時対応に向けて、より具体的な事例を取り上げる等、ニーズに合った教職員・相談員への研修を実施し、資質・能力の向上を図っていく。重大事態については、他課と連携しながら進めており、引き続き丁寧に対応していく。

(2) 不登校未然防止と不登校児童生徒への支援・援助

いじめの対応と同様に多様化・複雑化しており、学校現場は難しい対応を迫られている。各学校において適切な対応が行われるよう、小・中学校生徒指導連絡会等で、具体的な事例を共有しながら指導していく。また、別室登校やフリースクールなど、不登校児童生徒の個々のニーズに合わせた居場所づくりや関係機関との連携をさらに深められるように、学校を支援していく。

教育研究所の事業として、不登校未然防止につながる児童生徒にとっての安全安心な居場所づくりに向けた調査研究を行う。

(3) 教育相談員の配置等

相談件数が増加するとともに、内容が多様化・複雑化しているため、学校との情報共有や連携が十分ではないケースがある。必要に応じて迅速な情報共有や連携が図られるよう学校を支援していく。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応については、特別な施策や事業というよりも、日常的な取組として、「山形市独自の毎月の実態調査」「校長会・教頭会・生徒指導担当者会での繰り返しの指導」が行われていることを評価したい。いじめ、不登校の発生は、日々の学校における課題でもあり、きめ細かな実態把握と課題に基づく指導を今後も、日常的、継続的に進めてほしい。

また、不登校児童生徒の努力を評価するため、『不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン』を策定し、学校に通えない子どもに対し、「適応教室、フリースクール、ICT等の活用」等、学習の機会を保障する取組をしていることは好ましいことである。特に、適応教室「風」の運営にあたり、不登校児童生徒の情緒の安定と自立を図り、保護者や学校との密接な連携を図ることで、居場所づくりや学校生活への復帰を支援・援助していることを高く評価する。

Q-U「楽しい学校生活をおくるためのアンケート」について、小学3年生から中学3年生を対象に実施され、その活用も各学校に定着してきている。Q-Uの結果の分析と対応について、継続的に研修会を開催し、適切な対応と支援をしてきた結果であると評価したい。但し、Q-Uテストの結果は、一人一人の状況だけでなく、担任等の学級経営の特徴も見られるだけに、その結果が個人及び管理職だけに把握されることも多いが、各学級の結果をオープンにし、教職員間で共有するとともに課題対応の協議をしてほしいと思う。さらには、学級全体の結果を子どもに提示し、担任と子どもたちが一緒になって「学級の課題をどう解決していくか」を考えることについても検討してほしい。

一方、いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応については、件数の増加とその解決に苦慮していることが窺える。担当課の事例報告や校長の話、教員からの情報提供、相談等から、解決できない要因は様々であると捉えているが、適切な初期対応ができなかったことにより、保護者も巻き込んで複雑化し、事案の本質とは違うことで問題が複雑・長期化していると捉えている。このことについては、特に重要だと考えること二つほど提案するので検討してほしいと思う。

一つ目は、担当課が作成し各学校に配布している「指導の指針」(～令和7年度)のp28～p36の内容は、どの学校でも実施すべき具体的なことが記載されているが、教職員一人一人に共有され、実践力を身につけているかについては疑問である。現状と課題を把握し、そのための対応を考えてほしいということである。同じことは、「各学校のいじめ防止基本方針」でも言える。国が公表している重大事態の報告書の中で、「各学校のいじめ基本方針はしっかり作成

されホームページ等で公表されてもいるが、教職員一人一人が把握し、実践されていなかった。」というコメントを見ることも多い。このような指摘への一つの対応として、学校のいじめ基本方針の大切な項目等をA4表裏にコンパクトに整理し、ラミネートして職員室の机の上に置き、繰り返し確認することなどが考えられる。

二つ目は、保護者との関わりの中で問題の解決が長引いてしまい、そのことで、通常の学級経営や学校経営ができなくなり、学校教育全体に支障をきたすことになるということである。このことについては、学校側から見たら、価値観の違いや学校への責任要求などに対応できないということもあるが、学校側の初期対応で大切な「受容と共感と誠意ある対応」「真実の調査」等が適切に行われなことが要因となっていることも多いと考える。今後の「いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応」については、子ども自身が抱える本質的な問題に寄り添い、支援していくことは言うまでもないが、どんな保護者でも子どもの教育にあたっては、「保護者は担任にとって最強のパートナー」という考え方で、保護者と連携・協力しながら問題を解決していく方法を考え、その実践力を教職員一人一人に身につけてほしいと思う。

外部評価者 出口 毅 氏

いじめや不登校に代表される多様化・複雑化する生徒指導上の課題については、事後の対応だけでなく防止への取組にも注力していることがよくわかる。12年ぶりとなった「生徒指導提要」の改訂もいじめの重大事案やGIGAスクール構想、性的マイノリティ等、子どもたちを取り巻く環境の変化などを受けて、柔軟な対応を求めている。

複雑化するひとりひとりの背景、問題に寄り添うことの重要性を認識しながらも、教職員だけでは対応が難しくなっているのも事実であり、若手教員が増加することを考慮すれば、教職員及び学校への支援と関連機関との連携について更なる充実を望みたい。

すべての子どもたちに対して学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、成果指標設定の趣旨は理解できる。しかし、数値だけみると、成果はないとの判断に陥ってしまう可能性がある。多様化・複雑化する課題で、しかも長期化するケースの増加を考慮すればより丁寧な分析・評価が必要であろう。全国的な増加傾向を考慮すれば「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨が生かされたとも考えられるが、長期間登校する意欲が高まらない状況の背景を追究することが何より重要であろう。

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と 地域学校協働活動の一体的な推進

【学校教育課・社会教育青少年課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向 1 学校教育の充実

基本施策 3 連携による教育の充実

施策 3-3 学校・家庭・地域との連携・協働の充実

- 取組 1 保護者と共に考える姿勢の重視
- 取組 2 教育実践に関わる情報の積極的な発信
- 取組 3 学校・家庭・地域との連携・協働の推進

取組 4 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進

■令和4年度の運営方針

「山形市立学校の学校運営協議会に関する規則」に基づき、全ての市立学校に学校運営協議会を設置する。

また、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体などの参画により、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動事業」を推進し、学校運営協議会との一体的推進を図る。

一体的推進を円滑に実施するため、地域住民と学校との連絡調整等を行うコーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」を全ての市立学校へ配置する。

■令和4年度 取組の実施状況

(1) 学校運営協議会の設置

学校運営協議会の設置校数は、令和2年度3校、令和3年度35校、令和4年度51校となり、目標値を達成した。学校運営協議会の令和4年度の開催回数は1～5回で平均2.8回となっており、令和3年度より平均値で0.9回増加した。

(2) 地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施

地域学校協働活動推進員の配置校数は、令和3年度20校、令和4年度31校（小学校27校、中学校6校。山寺小中学校、蔵王三小・二中は2校に1人の配置）となった。

【各学校に共通した活動】

- ・社会科や生活科、総合的な学習の時間（産業、自然、歴史、民俗芸能、環境など）の学習における地域住民による授業補助
- ・読み聞かせ
- ・登下校の見守り
- ・環境整備

【学校・地域の実態に応じた特色ある活動】

- ・夏休み作品発送作業、いちサポキッズの活動（地区作品展での受付、地元商店街への絵画提供）〈一小〉
- ・紅花の学習〈千歳小、山寺小〉
- ・ミシンの学習（家庭科）における地域住民による授業補助〈高瀬小〉
- ・教職員が地域を学ぶ研修〈高瀬小〉
- ・キノコの菌打ち〈蔵王一小〉
- ・門松づくり〈西山形小〉
- ・味噌づくり〈大曾根小〉
- ・体力別遠足、雪はきボランティア〈一中〉
- ・学校運営協議会委員による授業参観・交流〈高楯中〉
- ・職場体験学習〈金井中〉

(3) 一体的推進のための取組

- ・地域とともにある学校づくり研修会（教職員対象）
- ・地域と学校の連携・協働研修会（学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員対象）
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動出前講座
- ・視察・取材と情報提供
- ・地域学校協働活動推進員情報交換会
- ・市役所エントランスホールでのパネル展示

■令和4年度 取組の成果

(1) 学校運営協議会の設置

- ・熟議をとおして、教職員と地域住民の相互の理解が深まっている。
- ・地域住民による新たな視点が加わることで、学校運営がより充実するようになった。
- ・登下校時の安全指導や校内外の環境整備など、これまで教員だけで行っていたことに地域住民が参画するようになり、児童生徒がより安全に生活できるようになっている。また、地域住民が児童生徒の登下校の安全に関心をもつようになるとともに、児童生徒とのかかわりが増えた。
- ・これまで地域住民団体等が個別に実施してきた活動が、学校運営協議会の了解を得て学校との連携・協働のもと実施できるようになった。地域の中に児童生徒の学びの場が広がっている。
- ・教員の多忙な状況や心身への負担に対して地域住民が共感的な理解を示している。学校運営協議会においては、校長が働き方改革について安心して話題にできるようになっている。

(2) 地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施

- ・授業に地域住民が参画し、その知識や経験が生かされることで、これまで担任一人ではできなかった学習が実施できるようになった。また、体験したり、本物にふれたりする学習の機会が増え、実感を伴った理解ができるようになった。さらに、多くの大人の目で見守ることができるようになり、限られた時間の中で児童生徒一人一人のニーズに応じた支援

が可能になった。

- ・地域との連携・協働による学習を教育課程に位置付け、「地域と連携し、よりよい学校教育を目指す」という側面からカリキュラムマネジメントが進められている。
- ・授業に参加することが地域住民にとっての学びとなるとともに、自身の喜びややりがい、生きがいになり、地域の活性化につながっている。

(3) 一体的推進のための取組

- ・学校運営協議会で協議された課題から、ミシンの学習（家庭科）〈高瀬小〉及び体力別遠足〈一中〉における地域住民による授業補助という地域学校協働活動の実施に繋がった。
- ・各種研修会参加者からは、『子どもたちの「地域への愛着」や「地域の担い手としての自覚」、「地域づくり」の意識が向上している』『地域住民同士のネットワークの広がりや深まりを見せている』等の成果が挙げられている。

<成果指標>

指標名	学校運営協議会の設置校数				
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	—	40	51	51	51
実績値	3	35	51		

指標名	地域学校協働活動推進員の配置校数				
年 度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	—	—	51	51	51
実績値	—	20	31		

■課題・改善案

(1) 学校運営協議会の設置

- ・コミュニティ・スクールの導入や学校運営協議会の開催自体が目的になっているということが課題として言われている。各学校運営協議会へのきめ細やかな支援を行いながら、実施状況を注意深く確認していく。
- ・学校運営協議会の充実・発展のために、熟議についての理解を深め実践を重ねていく。

(2) 地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施

- ・教員にも地域住民にも、地域学校協働活動は「単なる地域による学校に対する支援活動」であるという誤解が根強く残っているため、研修会や出前講座等でくり返し説明を行っている。
- ・地域によって人材や自然、産業、歴史などの実情が異なるが、各地域の特色を生かした地域学校協働活動の望ましい事例の紹介に努めていく。
- ・地域学校協働活動推進員の未配置校については、上記改善案に加え、配置できない個別理由をアンケート調査し、学校訪問と具体的なアドバイスを予定しており、全校への配置に向け

て取り組んでいく。

(3) 一体的推進のための取組

- ・教職員や地域住民の連携・協働体制を構築するためには、周知の拡大と正確な理解が不可欠である。教職員や地域住民を対象とした研修会を実施し、互いにとっての意義や価値について考えることができるような内容で開催する。また、学校や地域団体等のニーズに応じた出前講座を実施する。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動の一体的な推進について、令和4年度までに学校運営協議会の100%設置、さらに地域学校共同活動についても一緒に進められ、地域学校協働活動推進員の配置校数も徐々に増えている。推進員がいなければ地域学校協働活動ができないわけではないが、円滑な運営、教員の業務負担からも、小中学校全校に配置していただきたい。

学校運営協議会の設置については、設置の課題よりも、設置後の推進の仕方に課題が見られる。設置する時に、社会に開かれた教育課程の趣旨から、学校・教職員にとっても、地域にとっても良いと思われる学校運営を具体的に描いていたかどうかとも問われることであるが、設置における制度上の目的(学校運営の承認や意見、教職員の人事への意見等)だけでなく、設置すると決めた時の学校や地域の思いや願いの原点に立ち返り、小さな課題の「熟議」からでもいいので、学校と地域が一緒になって協議、実践し、成就感を味わってほしいと思う。

地域学校協働活動推進員の委嘱と地域学校協働活動の実施の取り組み状況と成果について、事例が多く挙げられているが、この事例が特定の学校の実践なのか、多くの学校の実践なのか把握できない。担当課が期待している地域学校協働活動の項目ごとに実践状況を割合で示したり、項目に該当しない実践は「その他、特色ある実践」として記載したりしてほしいと思う。

外部評価者 出口 毅 氏

学校運営協議会の設置校数が目標を達成したことは、着実に取組が推進されていることを示している。その一方で、地域学校協働活動推進員の配置が目標に達しなかったことは、同時に課題が残っていることを示唆している。

地域学校協働活動のための仕組みをつくることは何より重要であり、その仕組みを機能させるための段階に入ったということであろう。コミュニティ・スクールという地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立して機能するためには、それなりの時間を要すると思う。また、学校が抱える諸課題を解決し、地域社会において子どもたちを育むためには、地域住民や保護者等の参加を得た学校運営が必要であるという社会的な一致をもたらすことは、きっと簡単ではないはずである。地域学校協働推進員の確保が進まない原因とも符合するはずである。

持続可能な仕組みとして発展・充実していくためには、課題の分析を行い、各学校での取組を市全体として情報共有して、課題の解決に役立てていく仕組みも必要であろう。これまでの取組の成果と課題が研修会や出前講座の内容として活用されることを期待したい。

社会的要請学習と地域づくり学習の推進

【社会教育青少年課】

■山形市教育振興基本計画

施策の方向 2 生涯学習の推進

基本施策 5 生涯学び、人と地域とかがわり、よりよい社会を築く 人づくり

施策 5-3 社会教育事業の推進

取組 1 社会的要請学習と地域づくり学習の推進

取組 2 公民館職員研修実施体制の充実

取組 3 公民館における「学校との連携協働事業」の実施

■令和4年度の運営方針

(1) 社会的要請学習

社会の変化にあわせて「個人の要望」と「社会の要請」のバランスのとれた学習機会を、全市民を対象に提供する。事業の実施に当たっては、本市及び社会の現状やこれまでの事業実績を考慮したうえで7つのテーマを設定し、リピーターを増やすことだけではなく、新しい対象者にも広げながら、学びの提供を進める。

令和4年度については、アフターコロナを見据えた新しい生活様式における学習機会創出のため、公民館のWi-Fiを活用したスマートフォン活用講座等の取組を通して、デジタル技術活用の恩恵を広く市民が受けられるよう支援していく。

＜学習テーマ＞

- ① ICT活用の推進「役立つICT活用術」
- ② ライフデザインの学習支援「自分らしく今を楽しむ生活術」
- ③ 環境・エネルギーに関する学習支援「行って見て聞いて実践エコライフ」
- ④ 健康づくりに関する学習支援「わたしと家族の健康生活」
- ⑤ 防災・防犯に関する学習支援「防災・防犯テクニック術」
- ⑥ 若者支援「リア塾」

若者が、スキルアップやスポーツなどの様々な講座を連続して体験することで、学び・体験・交流により「仲間」「楽しみ」「自信」を持ち「自分力」を高めるとともに、社会貢献活動への参加を通し地域課題に目を向けることで、将来的に「地域づくりに参画する人材の育成」を目指す。

- ⑦ 子ども支援「体験子ども教室」【学校との連携・協働事業】

「伝統文化」「表現」「体力・健康」「ものづくり」「探求」の5つの学習のねらいを設定

し、「山形市子ども将棋教室」や地域の人材やボランティアを活用した学習支援など、豊かな体験や学習の機会を提供する。

(2) 地域づくり学習

それぞれの地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応した学習機会や、幅広い世代間で交流しながら地域住民の連帯感を高める機会を各公民館において提供する。

各講座の実施に当たっては、市の関係課と連携を図りながら健康の保持・増進、子育て支援、環境保全などの市が推進する施策（スクスク生活推進事業等）について、市民に理解を深めていただけるような学習機会を提供する。

① 地域住民相互のふれあい交流の促進（公民館企画型）

- ・子育て支援事業（必須事業）
- ・子ども育成事業（必須事業）【学校との連携・協働事業】
- ・若者支援事業（必須事業）
- ・まるごとやまがた推進事業（必須事業）
- ・世代間交流事業

② 地域と共に考えるまちづくり（地域共同企画型）

■令和4年度 取組の実施状況

(1) 社会的要請学習

社会的要請の大きい課題に対し、7つのテーマを設定し、各行政機関、社会教育関係団体、NPO法人、大学等との連携・協力関係を構築し、全市民を対象に社会的要請学習を展開した。

また、令和4年度より、これまで中央公民館のみで実施していたICT事業を、全館で実施した。

<表Ⅰ参照>

(2) 地域づくり学習

公民館が立地する地域との日常的な関わりを重視し、「ふれあい交流」、「地域と共に考えるまちづくり」をテーマに、それぞれの地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、独自の企画・運営による地域づくり学習を各公民館において展開した。 <表Ⅱ参照>

表Ⅰ 社会的要請学習 学習テーマ別の実績

学習テーマ	担当公民館	事業数 (事業)	講座数 (回)	延べ参加者数 (人)
ICT 役立つICT活用術	全公民館	12	73	878
ライフデザイン 自分らしく 今を楽しむ 生活術	中央公民館 西部公民館	4	7	142
環境・エネルギー 行って見て聴いて実践エコライフ	東部公民館 元木公民館	6	6	58
健康づくり わたしと家族の健康生活	南部公民館 江南公民館	5	6	115
防災・防犯 防災・防犯テクニック	北部公民館 霞城公民館	5	7	96
若者支援 リア塾	社会教育青少年課 全公民館	1	8	69
子ども支援 体験子ども教室	社会教育青少年課 全公民館	11	32	698
合計		44	139	2,056

表Ⅱ 地域づくり学習 学習テーマ別の実績

公民館		地域住民のふれあい 交流の促進	地域と共に 考えるまちづくり	ホール・ギャラリー 事業	合計
中央	事業数(事業)	13	3	6	22
	講座数(回)	15	25	13	53
	参加者数(人)	479	551	2,277	3,307
東部	事業数(事業)	11	2	-	13
	講座数(回)	26	22	-	48
	参加者数(人)	1,204	214	-	1,418
西部	事業数(事業)	12	3	-	15
	講座数(回)	25	50	-	75
	参加者数(人)	400	820	-	1,220
南部	事業数(事業)	12	2	-	14
	講座数(回)	41	4	-	45
	参加者数(人)	3,430	157	-	3,587
北部	事業数(事業)	13	3	-	16
	講座数(回)	26	6	-	32
	参加者数(人)	592	285	-	877
江南	事業数(事業)	12	3	-	15
	講座数(回)	28	53	-	81
	参加者数(人)	740	818	-	1,558
霞城	事業数(事業)	21	1	-	22
	講座数(回)	39	1	-	40
	参加者数(人)	944	48	-	992
元木	事業数(事業)	22	1	-	23
	講座数(回)	78	1	-	79
	参加者数(人)	1,329	88	-	1,417
合計	事業数(事業)	116	18	6	140
	講座数(回)	278	162	13	453
	参加者数(人)	9,118	2,981	2,277	14,376

■令和4年度 取組の成果

(1) 社会的要請学習

- ・事業参加者アンケートを実施し、内容満足度について、「満足」と回答した割合が93%であった。参加者にとって満足度の高い事業を提供することができた。
- ・市民のデジタル化社会への対応を支援するため、令和4年度から全公民館で実施した「ICT活用の推進」にかかるテーマでは、特に高齢の方を対象とした「初めてのスマホ講座」への需要が高く、ワクチン接種予約などで必要性が高まっていた状況に応えることができ

た。

- ・「子ども支援事業」において実施した「山形市子ども将棋教室」では、昨年度はコロナ禍のため呼ぶことができなかったプロ棋士を東京から招聘し、初心者、中級などレベルにあわせた丁寧かつ本格的な指導を受けることができ、将棋ブームの高まりもあり反響も大きかった。
- ・市内高校等に働きかけを行い、高校生がボランティア活動として公民館事業に参加する機会を積極的に創出した結果、延べ139名もの高校生から参画を得た。スマホ教室や子ども支援事業においては、高校生の補助によりきめ細やかな対応が可能となり、事業の受講者からの満足度や、高校生たちの達成感も高く、また世代間の交流等にもつながっている。

(2) 地域づくり学習

- ・地域とともに考えるまちづくり事業として、地域が抱える課題に着目し、各地区の町内会や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と共催し、「100歳体操」や「認知症予防教室」、「防災講座」等を実施した。
- ・世代間交流事業として、「公民館まつり」、「演奏会（山形弦楽四重奏団、和楽器）」、「健康フェスティバル（ガラッキー、ボッチャ体験交流）」、「ノルディックウォーキング体験」、「県人作家講演会」等を実施し、多様な年代の方々が一緒に事業を楽しみ、交流を深めることができた。
- ・事業参加者アンケートを実施し、内容満足度について、「満足」と回答した割合が96%であった。地域住民のニーズに合致した事業が実施できたのではと分析している。

<成果指標>

(単位：回)

指標名	社会的要請学習及び地域づくり学習の実施講座回数				
年度	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	—	—	400	400	400
実績値	269	433	592		

※R2は、新型コロナウイルス感染拡大防止策の影響により大幅な減となっている。

■課題・改善案

- ・コロナ禍を経て、市民ニーズや地域課題が変化している。分析を行い、これに対応した事業を実施していく必要がある。また、各館において、事業のマンネリ化等が否めないため、市民の学びの意欲を促進するような魅力ある講座内容について、常に検討し、実施していくよう努める。
- ・事業を企画する能力を高めるため、公民館主事研修等の充実化を図る。
- ・令和4年度に試験的に実施した、市ホームページを活用した公民館講座のWEB申込について、子ども対象や親子対象事業等を中心に、スマートフォン等で申込ができる講座を拡大し、気軽に事業に参加できる環境を整備する。
- ・若い世代が公民館に足を運ぶ機会が少ないという現状があることから、高校生を対象に、中央公民館を活用し、「まちなかサードプレイス事業」を実施し、公民館が身近な学びの場所であることを体験してもらう。また、事業を通し、高校生が自ら学びを深めたいもの、実践した

いものを企画し、事業構想や情報発信等を、学校でも家庭でもない「ナナメの関係」の大人と広く学び合うことで、将来的に地域づくりに参画する人材として育てていくことを支援する。

■令和4年度取組に対する外部評価者の意見・助言

外部評価者 中井義時 氏

社会的要請学習と地域づくり学習の推進については、目的を明確にした具体的な運営方針、ほぼ、方針通りに実践された取り組み、成果として見られる参加者の満足度と担当課の満足度の高さ、さらには、さらなる発展を考えた具体的な改善案と、計画と実践、評価・改善の進め方を高く評価する。

社会的要請学習については、アフターコロナを見据えた新しい生活様式における学習機会創出のため、公民館のWi-Fiを活用したスマートフォン活用講座等の取組を通して、デジタル技術活用の恩恵を広く市民が受けられるよう7つのテーマを設定した講座を開催し、その中の「役立つICT活用術」は全公民館で実施され、73回の講座と878名の参加を得たことは担当課のねらいと地域住民のニーズがマッチしたと言える。高齢の方を対象とした「初めてのスマホ講座」の実施や高校生がボランティア活動として139名と多くの参画を得たこと、結果として、必然的に世代間の交流等にも繋がったことはとても価値があり、今後も継続してほしい取り組みである。さらに、若い世代が公民館に足を運ぶ機会が少ないという昨今の現状と課題を受け、令和4年度の高校生の参画の成果をさらに前向きに考え、高校生を対象に「まちなかサードプレイス事業」を実施したいと考えていること、高校生が自ら学びを深めたいもの、実践したいものを企画、運営させたと考えていることは賛同できるし、ぜひ、実現していただきたい。

地域づくり学習の推進については、事業参加者の満足度が96%であったことは、「ふれあい交流」、「地域と共に考えるまちづくり」をテーマに地域の課題や実情を踏まえ、地域との協力のもと、独自の企画・運営を行なったこと、多様な年代の方々が一緒に事業を楽しみ、交流を深めることができる世代間交流事業として、「公民館まつり」、「演奏会（山形弦楽四重奏団、和楽器）」、「健康フェスティバル（ガラッキー、ボッチャ体験交流）」、「ノルディックウォーキング体験」、「県人作家講演会」等、参加したくなる事業を企画したことによると考える。さらに、担当課では、事業を企画する能力を高めるため、公民館主事研修等の充実化を図ることも考えており、今後の事業企画にも期待したい。

外部評価者 出口 毅 氏

普段、一市民として、このテーマについて関心を持ったり考えたりしていないことに気づかされた。学校教育においては個人に合わせた学習内容を提供すれば効率のよい学びが可能になるという考え方・システムがある。個人を社会に置き換えて考えてみると社会的要請学習の意義が理解できる。確かに量的な成果は重要であるが、社会の要請に対応する学習では、むしろ質が重要になると思う。そこで、満足と回答した93%以外の参加者の声をぜひ参考にしてほしい。

世代間交流活動については、子どもにとっては少子化という環境で育つことの問題、高齢者にとっては超高齢化とサービスの受け手になりがちという問題などを背景に推進されてきた。世代を超えて主体的に他者と関わり、活動をとおして地域において幸福社会を実現する担い手

となることが期待される。

若者を巻き込むためには何が必要か、知恵を絞る必要がある。まず、なぜ参加する機会をつくる必要があるのか。この点は明確であろうか。確かに意図的に参加の機会設定も必要であろう。個人よりは集団の方が参加しやすいのなら組織づくりも考慮すべきであろう。これからの地域社会を築く若者の社会的参画について、私自身が考え行動していきたいと考えるようになった。

5 外部評価者の総評

<外部評価者> 中井 義時 氏

平成 27 年 4 月 1 日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律として「新教育委員会制度」が実施されてから 9 年（山形市は 8 年目）、総合教育会議の開催や大綱の策定、権限と責任の所在の明確さ、問題等への迅速な対応ができる体制づくりなど、教育委員会制度改革への対応がしっかり実施されてきたと思う。どのように制度が変わろうと、教育委員会の不易な使命は「開かれた教育委員会」である。「開かれた教育委員会」として、ホームページの中でその活動の様子や会議等が公開されている。学校や関係機関、地域住民に対して、魅力ある話題を、聞きたくなるよう工夫（発信・表現の工夫）していくことは開かれた教育委員会として重要な役割であると考え。教育委員会における情報の発信・共有については、「これでいいのか？」と常に問い続けてほしい。一つ一つの取組が山形市の教育施策の維持・向上に資するものになることを期待する。

また、点検と評価は市民への説明責任を果たすものでなければならないものであると考える。教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であるし、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。地域住民の意向がより反映されるためにも、本市における「教育委員会事務の点検及び評価」が、「より、わかりやすいこと」「児童生徒の実態や主な事務事業の客観的なデータが掲載されていること」等の視点からも検討してほしい。

山形市の教育委員会の活性化については、例年同様に充実した諸会議（総合教育会議・定例会議・教育懇談会等）、計画訪問や、学校視察、研修会が実施されている。また、県や諸団体が主催する会議、大会、研修会等へ数多く参加し、研鑽に努めるなど、教育委員・教育委員会事務局が現場をよく把握し、施策によく生かしている様子が見られる。教育施策を作っていく教育委員会としては、現場の様子を踏まえて施策を展開することは、非常に重要な姿勢である。それが実際に行われていることが感じ取れる。

平成 4 年度の総合教育会議については、「山形市の児童生徒の現況について」「小中学校における教育の I C T 化の推進について」「部活動の地域移行について」等、現代社会の中での重要課題について協議されている。また、協議の内容もホームページで公開されており、様々な事業が市長の意見と賛同も得ながら進められていることも読み取れる。総合教育会議では、重要課題や大きな予算が必要とする事業等を協議することになるかと思うが、社会は刻々と変化していることを受け止め、その変化に対応した教育、その変化の中での地域課題を解決する教育、変化の先の次代を見据えた資質・能力を育む教育を進めてほしいと思う。

<外部評価者> 出口 毅 氏

令和4年度の「教育委員会事務の点検及び評価」については、特に重点的に検証する取組を抽出して実施するということであった。今回、初めて評価に参加したが、当然ながら、選ばれた取組は特に重要とされたものであるという観点から評価させてもらった。全般的に、運営方針、実施状況、成果及び課題改善案という流れのなかで評価が難しい表現や関係が明確でない記述はなかった。そのことから、施策の方向性を明確に意識して取組が実施されていることが看取できる。

成果指標について、経年変化を見ると、目標の達成状況やその計画が着実に遂行されているかどうかを把握することができ、数値からは6つのうち5つで取組が効果的に機能していると思料できる。唯一、不登校児童生徒の増加率だけは未達となっており、全国的な増加傾向を考慮すれば、次年度以降の達成についてもその難しさをどうしても推定してしまう。したがって、この取組については数値だけでなく、定性的に達成すべき水準（たとえば、「月末統計を活かした各校への状況提供の強化」など）やその運営方針が遂行されているかどうかの具体的な記述（たとえば、「先行事例の研究をとおした支援ポイントの周知」など）を大切にしてほしい。

組織における目標や評価指標の設定において、得点化を含めて定量的な指標を用いることが推奨されている。定性的な評価が取組の記述に終始し、判断があいまいとなり、具体的な次の取組や行動につながらないことは確かにある。目標や結果を数値化するのは、①目標達成のための実際の行動計画を立てやすい、②目標に対しての進捗や達成を把握しやすい、③児童生徒や教職員の行動に対する目標と結果につながる、と考えるからである。その一方で、その数値の見方については、運営方針や評価に関係する者は数値に対して基準をもつ必要がある。その基準により目標設定したり評価したりすることができるわけである。私たち教育に関わる者は、効果的な教育行政や教育実践の推進や説明責任を果たすために、目標設定と評価に対する眼（基準）を鍛えたいものである。

明治以降の教育において、約70年ごとに大きな転換点があると言われている。今まさに、2回目の転換を迎えている。新学習指導要領の着実な実施やICTの活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築が望まれている。急激に変化する時代、予測困難な時代の中だからこそ、教育においては明確な方向性を指し示すことが何より重要であり、教育行政にはそのことを期待したい。

【参考資料 1】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。

- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第二十四条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

ー以下 省略ー

【参考資料2】

山形市教育委員会の権限に属する事務等の管理及び執行状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき実施するこの市の教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務等の管理及び執行の状況に係る点検及び評価(以下「点検及び評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事務及び事業)

第2条 点検及び評価の対象となる事務(以下「対象事務等」という。)の範囲は、法第26条に規定する委員会の権限に属する事務その他の委員会が所管する事務及び事業とする。

2 点検及び評価は、点検及び評価を実施しようとする年度の前年度における対象事務等についてこれを行う。

(点検及び評価)

第3条 点検及び評価の実施は、委員会の各課等による対象事務等の自己点検及び評価(以下「自己点検及び評価」という。)並びに教育に関し学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)による評価(以下「外部評価」という。)により行うものとする。

2 外部評価は、自己点検及び評価の終了後に行うものとする。

(自己点検及び評価の方法)

第4条 自己点検及び評価は、委員会の各課等による対象事務等の成果、課題及び今後の方向性について検証することとする。

(外部評価)

第5条 外部評価を行うため、外部評価者を置く。

2 外部評価員は、学識経験者から教育長が委嘱する。

3 外部評価員は、2人以内とする。

(報告書の作成)

第6条 教育長は、点検及び評価の終了後、速やかに点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、教育委員会会議に付議するものとする。

(議会への報告)

第7条 委員会は、前条の規定により付議した報告書について教育委員会会議の議決があったときは、当該報告書を、この市の議会（以下「市議会」という。）の常任委員会及び全員協議会に提出するものとする。

(公表)

第8条 委員会は、前条の規定により報告書を提出した後、当該報告書を速やかに山形市公式ホームページに掲載し、公表するものとする。

(点検及び評価の結果の反映)

第9条 委員会は、点検及び評価の結果を踏まえ、対象事務等の見直し、改善等に努めるものとする。

(庶務)

第10条 点検及び評価に係る庶務は、教育委員会教育企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成24年度以降の自己点検及び評価について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。